

# 明石市における任期付弁護士職員の採用・活用による地域主権への取り組み

明石市長（兵庫県） 泉房穂



地域主権の時代の到来と  
弁護士5名一挙採用

今、まさに地域主権の時代が到来してい



任期付弁護士職員の執務風景

る。これは日本という国の新しい在り方であり、地方行政をこれまでの中央官庁に依存した中央集権体制の制約の中での限られた役割を担うものから、自己決定を行い自己責任を負うものとして再定義・再構築する時代の始まりである。

かつての中央集権の時代においては、地方自治体は、中央からの指示を待っていれば足り、従順さや忠実さが美徳とされ、行政運営の在り方は前例主義や横並び主義が機能していた。ところが、地域主権の時代になると、地方自治体は、自己責任を伴う自己決定に日々迫られるようになり、これに伴って、地方自治体には専門的知見や主体的判断能力が必要不可欠になってきた。そして、地方行政に携わる地方自治体の職員には、地域主権を体現するための高い能力が要求されるようになってきている。

このような地域主権の時代の到来を受け、明石市では、平成24年度より一挙に5名の弁護士を市の任期付職員として採用した。地方自治体における弁護士採用の取り組みは、全

国的に例はあるものの、一挙に5名もの弁護士を採用するのは、全国初の試みである。

平成24年度 採用者一覧

性別	年代	修習期	弁護士経験	前所属 弁護士会	主な経歴	職名
1 女性	30代	54期	6年9か月	第二東京	民間企業（企業内弁護士）、法律事務所	総務部コンプライアンス担当課長兼政策部政策室課長
2 男性	30代	新61期	3年4か月	大阪	法律事務所	総務部コンプライアンス担当課長兼政策部市長室課長
3 男性	30代	新61期	3年4か月	大阪	法律事務所	政策部相談担当課長
4 男性	20代	新64期	3か月	三重	法律事務所	総務部法務課主任兼総務課主任（コンプライアンス担当）
5 女性	30代	新63期	—	—	他市オンブズマン事務局 専門調査員、外資系民間企業	政策部市民相談課主任（法務相談・オンブズマン担当）

\* 弁護士経験は平成24年4月1日現在 \* 現在は、全員兵庫県弁護士会に所属

## 地方行政の質的改革

任期付弁護士職員5名は、現在、政策立案・遂行、コンプライアンス体制強化、庁内法務全般、市民法律相談などのさまざまな業務に従事している。

この任期付弁護士職員の採用は、地域主権の確立のためには、地方自治体自らの質的な充実が不可欠であるとの認識に基づいて市長権限で実行した施策である。すなわち、多くの自治体では、行財政改革として、職員の削減や予算の縮小を進めているところである

## 明石市の紹介

明石市は、東経135度の日本標準時子午線上にあり、子午線の通るまちとして有名である。また、世界一長い吊橋「明石海峡大橋」や淡路島を眼前に臨む雄大な景観が楽しめるほか、瀬戸内海の豊かな漁場で捕れる鯛、タコ、海苔は全国に誇る特産物となっている。

万葉歌人・柿本人麻呂によって多くの歌が詠まれ、世界最古の長編小説とも言われる源氏物語の舞台にもなるなど、風光明媚な歴史あるまちとしても知られている。

東と北は神戸市、西は加古川市、稲美町、播磨町と接する東西に長い地形で、大阪へは約40分弱、東京へは約3時間20分と大都市圏への交通のアクセスも良好である。

現在の人口は約29万人であり、平成14年には特例市に移行し、近年は、「市民幸福度日本一のまち」を目指して、こども・安全・地域という3つのキーワードを軸に、さまざまな施策の展開を図っている。

が、明石市においては、このような消極的な施策にとどまらず、真の行政需要に応えるため、専門的な知識をもった職員の積極的な増員により、地方行政の質的改革を実行しているのである。

そして、そのうちの政策法務力を含む法的な専門的職務を担う人材として任期付弁護士職員を位置付けようとしているのである。

なお、参考までに明石市で採用した任期付弁護士職員の経歴の概要は、「平成24年度採用者一覧」のとおりである。弁護士経験年数などはいずれも平成24年4月1日現在のものである。また、弁護士経験がない1名は、他市のオンブズマン事務局において、専門調査員としての職務経験・実績がある者であることも付言しておく。

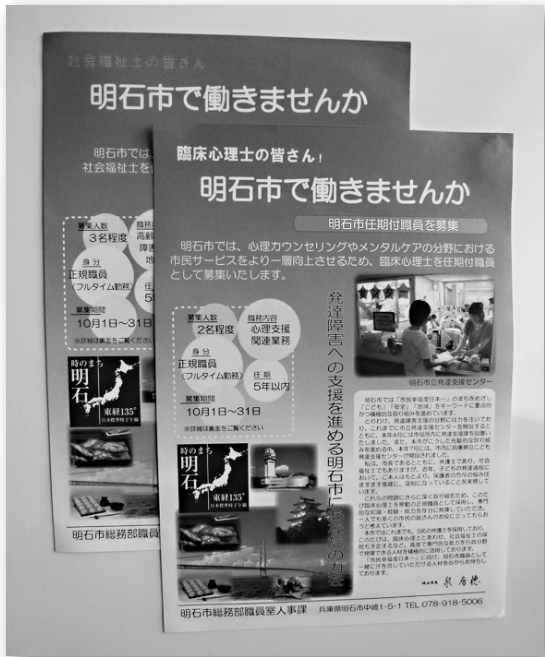
### 任期付弁護士職員の活用による法務力向上の試み

明石市ではこのように5名の任期付弁護士職員を採用して法務力向上を図っているわけであるが、ここで一つ大切なことがある。それは、この採用は任期付弁護士職員が地方自治体における法務的な業務すべてを担い、他の職員は法務的な業務に関与しないというような職務の切り分けを意図したのではないということである。

地方自治体には、既に法務課などにおいて総合的な法務業務を経験した者や各部署において取り扱う各種法令などに関する知識を有

する者も存在する一方、普段はあまり法務的な業務に携わることがなく、何かあれば法務課などに相談すればよいという程度の認識の職員も多い。本市では、これからの地域主権の時代にすべての職員に力を発揮してもらい、真に市民の皆さまのお役に立つためには、前者・後者いずれの職員にも、さらなる法務力を身につけてもらう必要があると考えている。さらに言えば、これからの地域主権の時代には、地方自治体の自己責任が厳しく問われる時代となるが故に、法務力の欠如が思わぬ重大なリスクを招くとの認識を有しており、そのような事態に陥ることは当該職員にとっても、地方自治体にとっても市民の皆さまにとっても不幸であり、すべての職員の法務力の向上に取り組みたいとの考えを持っている。

現在、任期付弁護士職員と一般の職員は机を並べて一緒に働いており、職員が気軽に任期付弁護士職員に相談できる体制となっている。実際、平成24年4月から同年9月末までの庁内法律相談件数は約140件にものぼっている。これは、職員が法律の専門家である弁護士の相談を気軽に受けられるようにし、これにより法に従った適正な処理を行うことを可能にするという狙いがあるのはもちろんであるが、それだけではない。法律の専門家である弁護士と一緒に協議・検討を行いその見解やそこに至る検討・調査の過程を間近で見ること、法的な観点からまとめられた書面など



社会福祉士、臨床心理士の募集チラシ

に多く触れることなどにより、一般の職員自身も法的なものの方や考え方、書面のまとめ方などを身に付ける機会にしてみようというところをも意図しているのだから。そして、任期付弁護士職員にはこのことに十分留意した対応をしてみようというところである。

また、今後は、任期付弁護士職員による地方行政実務に密着した研修なども積極的に進めていく予定であり、これに合わせて自治体法務検定の活用なども検討している。

現在の厳しい経済情勢などからすると、限られた人員で質の高い業務を行うということ、このような一人ひとりの職員の能力向上はこれからの時代にますます重要になってくるものと考えている。

### 市民の皆さまへの責任を果たす

今日のような非常に厳しい経済情勢の下では、特に子どもや高齢者といった弱い立場にある方、声を上げられない方の目線に立った施策を展開していくことが欠かせない。社会が余裕を失っているときこそ、行政が社会のセーフティーネットとして有効に機能する必要があるのである。そして、現在のような地域主権の時代が到来している状況にあつては、地方自治体にもその役割を果たすことが今まで以上に強く求められている。

このような観点から、明石市では、任期付弁護士職員を採用した今年度(平成24年度)より、ご病気や高齢であるなどの理由で外出が困難な市民の方に対して、自宅・病院・施設を問わず、本人の枕元にまで任期付弁護士職員が訪問して法律相談を行い、必要があれば生活保護などの各種行政サービスにもつなぐという新しい取り組みを開始している。

また、任期付弁護士職員は、一般職員とともに真に市民の皆さまのためになる基礎自治体の在り方、具体的には国・県からの市への権限移譲など、まちの大枠を形成するための重要な施策の企画・検討立案も担っている。

さらに、明石市では今後も犯罪被害者支援や近年特に深刻さを増している虐待やいじめの防止といったさまざまな問題への対応策として、条例の制定や施策等についても任期付弁護士職員をはじめとする職員に市民目線で積極的に取り組んでもらう予定でもある。

### さらなる挑戦へ

人口約29万人の特例市である明石市におけるこの新しい取り組みは、まだ始まったばかりである。

平成25年度からは福祉と心のケアの分野を強化するために社会福祉士3名と臨床心理士2名を採用する予定で、日本社会福祉士会および日本臨床心理士会の全面協力のもと、日本社会福祉士会の全会員約3万7000名および日本臨床心理士会の全会員約1万8000名に対して職員募集要項を送付しており、現在募集中である。今後も弁護士に限らず、専門職の割合を増やしていく予定で、既に活躍している任期付弁護士職員や一般職員とも力を合わせて市民の皆さまのためにしっかりと働いてもらいたいと考えている。

このように地方自治体の内部に弁護士が位置付けて業務を行うということは、先に述べたとおり地域主権を促進するものであり、新しい地方自治、新しい日本を作り上げていくものであると確信している。